

糸満市小中一貫教育推進委員会設置要綱

令和2年4月23日

教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 糸満市が設置する学校における義務教育の9年間で、小学校及び中学校が相互に連携し、系統的かつ総合的な指導体制及び教育環境の充実に資する具体的な検討を行い、もって一貫性のある効果的な教育（以下「小中一貫教育」という。）を推進するため、糸満市小中一貫教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 小中一貫教育の実施体制及び実施方策に関する事。
- (2) 小中一貫教育の指導体制及び教育環境に関する事。
- (3) 小中一貫教育の教育課程に関する事。
- (4) 小中一貫教育の実施に係る点検及び評価に関する事。
- (5) その他小中一貫教育に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから糸満市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 保護者代表者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に事故あるとき又は欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人ずつ置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。